

学校職員に対する懲戒処分について

平成 27 年 9 月 14 日付けで、次のとおり、学校職員に対する懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	中学校 教諭 40 歳代 女性
	処分内容	戒告
	事案概要	<ul style="list-style-type: none"> 人身交通事故 平成 27 年 3 月 4 日(水)午前 8 時頃、出勤のため自家用車を運転し、南区南 30 条西 8 丁目の交差点に差し掛かり、一時停止後、前進する際、横断歩道を渡ってきた被害者に気付くのが遅れ、同人と衝突した結果、左足関節捻挫等により加療約 2 週間を要する傷害を負わせた。
2	被処分者	小学校 学校職員 50 歳代 男性
	処分内容	減給 4 月
	事案概要	<ul style="list-style-type: none"> 人身交通事故等 平成 26 年 4 月 28 日(月)午前 6 時 45 分頃、出勤のため自家用車を運転し、北区麻生町 2 丁目の T 字路交差点を、安全確認不十分のまま右折進行した過失により、横断歩道を自転車で渡ってきた被害者に気付くのが遅れ、同人と接触した結果、右足関節外果骨折等により加療約 156 日間を要する傷害を負わせた。 また、平成 24 年 7 月 6 日に 20km～25km 毎時の速度違反により検挙されていたにもかかわらず、管理職への報告を怠っていた。